

公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日

規 程 第 1 5 号

改正	平成26年12月12日	平成30年12月13日	令和 4 年12月 8 日
	平成28年 3月24日	令和元年12月13日	令和 5 年 3月23日
	平成28年12月14日	令和 2 年12月 4 日	令和 5 年12月 7 日
	平成29年12月13日	令和 3 年12月 6 日	令和 7 年 3月17日

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社（以下「当法人」という。）定款（以下「定款」という。）第 1 3 条及び第 3 0 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいい、評議員と併せて非常勤役員等という。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 1 3 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 当法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員には、それぞれ基準日の属する月に賞与として期末手当を支給すること

ができる。

- 4 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、役員等のうち伊勢崎市の常勤の特別職及び一般職の身分を有する者並びに当法人から給料又は手当を受け常時勤務する職員に対する報酬等は、無報酬とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、役員又は評議員本人から報酬等を辞退する旨の申し出があった場合には、その者に対する報酬等は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第1に定める額

(2) 期末手当 それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき報酬月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の230を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。

ア 6箇月 100分の100

イ 5箇月以上6箇月未満 100分の80

ウ 3箇月以上5箇月未満 100分の60

エ 3箇月未満 100分の30

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会等への出席1回につき5,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において、評議員会等への出席1回につき5,000円とする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 報酬 毎月21日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。)

(2) 期末手当 6月30日及び12月10日(ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれの前々日、土曜日に当たるときは、それぞれの前日とする。)

- 2 非常勤役員等の報酬は、理事会又は評議員会等への出席の都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の申出によりその者の預金

又は貯金への口座振り込みの方法によって支払うことができる。

（報酬の額の日割計算）

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（費用の支給）

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項で規定する費用で前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

3 常勤役員には、職員給与規程第9条で定める職員の通勤手当の例により通勤手当を支給する。

4 前項で定める通勤手当は、第5条で定める報酬の支給日に同条で定める方法により支給する。

（旅 費）

第8条 当法人の用務のため出張する役員及び評議員に支給する旅費については、別表第2のとおりとする。

（公 表）

第9条 当法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

（委 任）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条

第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(報酬等の内払)

- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規程の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

(報酬等の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規程の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から適用する。

(報酬等の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規程の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則（議決の日：平成２９年１２月１３日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第４条第１項第２号の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

（報酬等の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規程の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則（議決の日：平成３０年１２月１３日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第４条第１項第２号の規定は、平成３０年１２月１日から適用する。

（報酬等の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規程の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則（議決の日：令和元年１２月１３日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第４条第１項第２号の規定は、令和元年１２月１日から適用する。

附 則（議決の日：令和 2 年 1 2 月 4 日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 2 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（議決の日：令和 3 年 1 2 月 6 日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 3 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（議決の日：令和 4 年 1 2 月 8 日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（議決の日：令和 5 年 3 月 2 3 日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（議決の日：令和 5 年 1 2 月 7 日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

役 職 名	報 酬 月 額
理 事 長	3 0 0 , 0 0 0 円
常 務 理 事	2 5 0 , 0 0 0 円

別表第 2（第 8 条関係）

区 分	鉄道賃 船 賃 航空賃	車 賃 (1 日 当 日)	日 当 (1 日につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)	食 卓 料 (1 夜につき)
理 事 長 常 務 理 事	実 費	3 7 円	2 , 8 0 0 円	1 4 , 0 0 0 円	2 , 8 0 0 円
理 事 監 事	実 費	3 7 円	2 , 6 0 0 円	1 3 , 1 0 0 円	2 , 6 0 0 円
評 議 員	実 費	3 7 円	2 , 6 0 0 円	1 3 , 1 0 0 円	2 , 6 0 0 円